

天神一丁目地区地区計画（北エリア）の 建築物の各部分の高さ規制許可取扱い基準

1. 目 的

この基準は天神一丁目地区地区計画（北エリア）に定める再開発等促進区域内において、建築基準法第68条の3第4項による許可にあたり取扱い基準を定めて審査を円滑に行うことを目的とする。

2. 許可要件

次の各号にそれぞれ適合する建築物

- (1) 壁面の位置の制限など地区計画に定められている地区整備計画の内容に適合するもの
- (2) 新築、増築又は改築を行う建築物の敷地内において、有効な空地が確保されていること等により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

3. 再許可の特例

許可を受けた地区計画区域内の建築物で、上記許可要件に適合し、増築又は改築する部分の高さが、上記により許可を受けた建築物の各部分の高さを超えない場合においては、建築審査会の同意を得たものとして処理し、その後の建築審査会に報告するものとする。

4. 許可申請書及び添付図書

申請者が建築基準法第68条の3第4項による許可を受けようとするときは、許可申請書正、副、2通にそれぞれ建築基準法施行規則第1条の3第1項表1（い）項、（ろ）項及び表2（28）項に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

令和3年9月1日 第668回建築審査会同意により同日から施行